

8

西脇市認知症ケアネット ～認知症の経過と対応・利用できる支援について～

認知症ケアネットとは、認知症の症状に合わせた対応・支援体制のことをいいます。認知症の原因となつた段階を把握していただき、今後利用できるサービスなどの参考としてください。認知症の相談は、地域包

た疾患や身体状況などにより、必ずしもこのとおりになるわけではありませんが、本人の様子により大まか

括支援センター、または在宅介護支援センターへ御連絡ください。

認知症の段階	健康	軽度認知障害 (MCI)	認知症 (軽度)		認知症 (中等度)		重 度
			認知症の疑い	認知症はあるが日常生活は自立	見守りがあれば日常生活は自立	日常生活に支援や介護が必要	常に介護が必要
症 状		・物忘れが多くなるが生 活に支障はない。 軽度認知障害 (MCI)：認知 症ではありませんが、物忘れな ど認知症に似た症状があります。 正常と認知症の中間的な状態 で、そのままにすると、5年以内 に認知症に移行すると言われて います。	・物忘れはあるが金銭管理や買い物等 日常生活は自立 ・同じことを言う。 ・料理や片付け、計算などのミスが増 える。	・同じものを何回も買う。 ・身なりを気にしなくなる。 ・薬の飲み忘れ ・意欲低下 ・火の消し忘れ ・食事の支度がしにくくなる。	・買い物や金銭管理などできていたことにミ スが目立つ。 ・服が選べない、着方がおかしい。 ・電話や訪問者の対応が難しい。 ・たびたび道に迷う。 ・入浴や着替えを嫌がる。 ・攻撃的な言動や周囲とのトラブル	・着替えや食事、トイレなどがうまくでき ない。 ・トイレや入浴に介助が必要 ・家族や親しい人の顔や名前が分からなく なる。 ・物忘れの自覚はない	・食事、トイレ、入浴、移動などの日 常生活に関することが、誰かの助け がないと難しい。 ・歩行が不安定⇒車いす⇒ほぼ寝たき りになる。
本人・家族が しておきたい こと	・ 認知症予防に関する取組を 実践する。 ・ 家庭内で役割を持ったり、 趣味などを楽しむ。 ・ 地域の行事など社会参加 ・ 認知症や介護、介護保険の ことを学ぶ機会を持つ。		・ 気になり始めたら早めに専門医や各 種窓口に相談する。 ・ かかりつけ医を持ち、相談する。 ・ 今後の生活について家族間で話し合 う。	・ 本人ができることは見守り、不便に なってきたことは支援する方法を話 し合う。 ・ 介護サービスの利用について検討 し、利用を始める。	・ 介護サービスを必要に合わせて利用する。 ・ 介護の負担を抱え込まないように生活の準 備や相談できる人をつくっておく。	・ 介護サービスを必要に合わせて利用する。 ・ 介護の負担を抱え込まないようにかかり つけ医やケアマネジャーなどに早めに相 談する。 ・ 介護する家族の健康や生活も大切にする。	・ 本人、家族にとって生活しやすい環 境や住まい、介護サービスを選択し、 安心して生活できるようにする。 ・ 誤嚥や肺炎などの合併症に気をつけ、 最期の迎え方について家族間で話し 合う。
予 防	おりひめ体操・健幸運動教室Ni-Co・認知症予防教室・集いの場 (いきいきサロンなど)・元気応援カフェ・認知症カフェ						
気づき	町ぐるみ健診 (もの忘れチェック)・認知症早期発見シート・地域包括支援センター・在宅介護支援センター						
医 療	相談や認知症の診断、治療 (かかりつけ医・専門医療機関・認知症疾患医療センター)・認知症対応歯科医 療機関・認知症対応薬局 (薬剤師)						
見守り 生活支援	認知症サポーター養成講座 (認知症に関する知識を深め、認知症の方や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成)・声かけ模擬訓練						
	あんしんはーとねっと事業 (関係機関等協力事業者が日ごろから高齢者を見守るネットワーク) あんしんはーとねっと事業SOS事前登録 (行方不明の可能性のある方を市に事前登録。西脇警察署とあんしんはーとねっと事業協力者と連携して、行方不明者の早期発見や事故防止に努める。)						
	地域での見守りや助け合い (民生委員児童委員・警察・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・消費生活センターなど) 認知症家庭支援訪問介護事業 (ホームヘルパー派遣)						
	安心コールセンターサービス事業 (緊急通報装置)・日常生活用具給付事業 (電磁調理器、火災報知器給付)						
介護サービス	居宅介護支援事業所 (ケアマネジャー)、各種介護保険サービス (訪問介護、通所介護、訪問リハビリ、訪問看護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護 など)						
住まい	住宅改修・福祉用具の貸与、販売 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)						
	介護老人保健施設 ・介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)						
	見守りつき住宅 (ケアハウス)						
	サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム など						
家族支援	認知症介護者の会・認知症カフェ						
	認知症高齢者等位置情報提供事業・認知症家庭支援訪問介護事業 (ホームヘルパー派遣)						
	家族介護用品支給事業 (紙おむつの支給)						
	もの忘れ相談会 在宅老人介護手当支給事業						
相談先	❖ 認知症が心配な時は…… かかりつけ医・地域包括支援センター・在宅介護支援センター・認知症疾患医療センター・認知症初期集中支援チーム ❖ 電話での相談は…………… 兵庫県民総合相談センター ☎078-360-8477 家族の会会員による相談 月・金、看護師による相談 水・木 10:00～12:00 13:00～16:00 (年末年始・祝日を除く。) ❖ 若年性認知症の相談は… ひょうご若年性認知症支援センター ☎078-242-0601 月～金曜 9:00～12:00 13:00～16:00 (年末年始・祝日を除く。)						
権利・資産 を守る	❖ 日常生活自立支援事業：西脇市社会福祉協議会 (☎22-5400) ❖ 成年後見支援センター (☎22-5400)・地域包括支援センター・福祉事務所 (☎22-3111)・家庭裁判所・公証役場・弁護士会・法テラス・成年後見センターリーガルサポート						

※それぞれの資源やサービスの詳細については、西脇市認知症ケアネット資源表（別冊子・西脇市ホームページ）で御確認ください。